

平成30年度  
米子市非常勤職員採用試験  
(浄化槽事務補助員)

受 験 案 内

平成31年2月6日  
米 子 市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
浄化槽事務補助員	1人	下水道部に勤務し、浄化槽法の各種届出等に関する事務及び合併処理浄化槽設置補助金に関する事務に従事します。

【受付期間】

平成31年2月8日(金) ～ 平成31年2月20日(水)

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、2月20日必着とします。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
平成31年2月23日(土) (受付時間) 9:00～9:20	米子市下水道部中央ポンプ場 2階会議室 米子市内町172番地1 (医大通り沿い) *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

予算編成や予算の議決の状況によっては、採用にならない場合があります。

## 1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
浄化槽事務補助員	1人	下水道部に勤務し、浄化槽法の各種届出等に関する事務及び合併処理浄化槽設置補助金に関する事務に従事します。

## 2 受験資格

試験区分	資格
浄化槽事務補助員	普通自動車運転免許証（AT限定可）を有する人 表計算ソフトの基本的な操作を行うことができる人

上記のほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
平成31年2月23日（土） （受付時間）9：00～9：20	米子市下水道部中央ポンプ場 2階会議室 米子市内町172番地1（医大通り沿い） *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

## 4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄及び業務に関する適正等についての面接試験	

○ 合格者の決定・合格者は、作文試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

## 5 申込受付期間

平成31年2月8日（金） ～ 平成31年2月20日（水）
・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
・郵送による申込みの場合は、2月20日必着とします。

## 6 受験手続

区 分	内 容
提出書類	<b>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部</b> ○ 受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。  <b>普通自動車運転免許証の写し 表面と裏面 各1部</b>
申 込 先	<b>米子市下水道部施設課</b> (中央ポンプ場2階) 〒683-0834 米子市内町172番地1 電話 (0859) 34-1398  [郵送で申し込む場合] ○ 封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。 ○ 受験票返送用として、返信用封筒を同封してください。 返信用封筒には、受取人の宛先(郵便番号・住所)及び氏名を記入のうえ、82円切手を貼ってください。
受験票の交付	申込者には、申込み時に受験票を交付します。 ○ 郵送による申込者には、受験票を郵送しますが、 <u>2月21日までに到着しないときは、米子市下水道部施設課に問い合わせてください。</u>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市下水道部施設課にお尋ねください。

## 7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
合格者	3月上旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

(注) 合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰り上げて合格を決定する場合があります。

## 8 採用予定日・勤務条件

区 分	内 容
採用予定日	平成31年4月1日
報 酬	報酬は、月額123,300円です。 このほかに、通勤手当、期末手当の諸手当相当の報酬が、それぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1か月当たり17日勤務又は1週間あたり30時間です。 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日につき7時間45分以内又は6時間が割り振られます。
任用期間	任用期間は、1年以内の期間です。 採用時に65歳以上の場合は、採用日の属する年度の末日までを任用期間とします。 任用期間を更新する場合は、勤続10年を超えない範囲内(制度改正によって変更があった場合はそれによります。)で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮のうえ、決定します。 ただし、任用期間中に65歳に達する場合は、任用期間は、当該65歳に達した日の属する年度の末日までとします。
その他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

- 採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。